



# 危険な空き家の 解体費補助制度



補助額

最大50万円

居住誘導区域内は最大65万円

補助率

補助対象経費※の50%  
※除却に要する工事費等のこと

対象工事

敷地内にある危険な空き家を  
全て除却し更地にする工事

【空き家に附属する工作物も除却する必要があります】

補助要件

主な補助要件は下記をご確認ください。

詳細は市役所建築住宅課にお問い合わせください。

01. 除却する住宅が、「特定空き家」に認定されていること  
または「不良度100点以上」の住宅であること
02. 住宅の所有者・その相続人（※1）又は相続財産清算人  
が申請すること  
（※1）所有者・相続人の成年後見人も可
03. 市税の滞納がないこと
04. 所有権等が共有（相続人含む）の場合、全員の同意  
があること
05. 敷地内の空き家、附属する工作物などを全て撤去し、  
更地にすること
06. 「市内に本店を有する有資格事業者（※2）」が  
解体工事を行うこと  
（※2）解体工事業の登録を受けている事業者

周囲に被害を与える前にご自身で解体しましょう！

申請・問い合わせ先

柏崎市建築住宅課住宅対策係

電話：0257-21-2291【直通】

FAX：0257-23-5116

Mail：kenchiku@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511

柏崎市日石町2番1号

市役所4階

市ホームページ



# 補助金交付の流れ

申込

**01.** **補助金事前調査申込書** に必要書類を添えてを市に提出してください。

審査

**02.** 市が書類審査・現地調査を行います。

**提出先**  
市役所建築住宅課  
【市役所4階】

通知

**03.** 申請者に、「事前調査結果通知（交付申請可否）」を郵送します。

- ▶ 可（該当）した場合は次の「申請04」以降に進みます。
- ▶ 不可（要件非該当）の場合は補助を受けることはできません。

申請

**04.** 工事着手前に **補助金交付申請書** を市に提出してください。

交付決定

**05.** 市から申請者に、「交付決定通知書」を郵送します。

着手

**06.** 工事に着手してください。（交付決定通知書の到着後）

**重要**  
工事前・中・後の  
写真を撮ること!!

完了後

**07.** 工事完了後に **実績報告書** を市に提出してください。

確定

**08.** 市から申請者に「確定通知書」を郵送します。

交付

**09.** 市から申請者の口座に補助金を交付します（銀行振込）。

- ▶ 振込は実績報告書を受領してから約1か月かかります。

## 必要書類等

申込書や申請書に添付する必要書類等は次のとおりです。

### ▶ **補助金事前調査申込書** に添付する必要書類等

01. 「登記事項証明書の写し」または「固定資産税課税明細書の写し」

02. 「住宅の位置図」と「現況写真」

03. 空き家の所有者との相続関係が分かる書類

04. 空き家の所有者またはその相続人の、成年後見人であることが分かる資料

05. 空き家の相続財産清算人であることが分かる資料

06. 共有者全員、または相続人全員の同意があることが分かる書類

07. 金融機関等が発行する抵当権の登記を抹消するにあたり、必要とされる書類の写し

補足：03～07の  
書類等の添付は  
該当がある場合に  
限り必要です。

### ▶ **補助金交付申請書** に添付する必要資料等

01. 補助対象経費に係る見積額が分かる資料

02. 市税完納証明書

### ▶ **実績報告書** に添付する必要資料等

01. 工事完了写真（工事前、工事中、工事完了後が確認できる写真）※実績報告書裏面

02. 領収書の写し（コピー）